

厚生労働科学研究補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）  
分担研究報告書

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

**シンガポールの歯科医療従事者に関する養成、登録、更新制度**

研究協力者 古川清香 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 助教  
研究協力者 大城暁子 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 リサーチレジデント  
研究代表者 川口陽子 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 教授

**研究要旨**

シンガポールにおける歯科医療従事者の養成および登録、更新に関し、既存資料による調査を行った。シンガポールでは、歯科医師の養成は、唯一の養成機関であるシンガポール国立大学歯学部にて4年間の教育期間で行われている。歯科医師の登録は、正規登録、条件付き登録、仮登録の3種類の登録区分があり、それぞれ治療可能な領域が決められている。このシステムがあることにより、卒後間もない歯科医師や、国外で学位を得た歯科医師がシンガポールで歯科治療を行う場合には、指導医のもとでその歯科医師の経験に見合う診療内容を行うことができ、質の高い安全な歯科医療を国民に提供していくことを担保していると考えられた。また、歯科医師免許の更新制度があり、更新のためには、生涯学習を受けることが必須である。グローバル化の進展により、日本の歯科医師が海外で歯科医療を行ったり、外国で免許を取得した歯科医師が日本で歯科医療を提供したりすることが日常的に行われる可能性も予想される。さまざまな教育経験や治療技術を有する歯科医師が増えることを考慮し、歯科医療の質を保証するための制度として、シンガポールの歯科医師の登録制度や更新制度は、今後の日本においても参考になると考えられた。

**A. 研究目的**

シンガポールは、国の面積は狭く人口は少ないが、経済的に発展しており、アジアにおいて一人当たり名目 GDP（当年の市場価格から算出される国内総生産/人口）が約 52,000US\$（5,200,000円）と最も高い国である。したがって、政治や経済の中心として、アジア諸国に大きな影響力を及ぼしている。医療に関しても、シンガポールは欧米先進国並みに発達して

おり、東南アジア地域では多くの患者が最高の医療を求めて、シンガポールの病院を受診することが報告されている。

しかし、シンガポールの歯科情報に関しては、これまで水道水フッ素化率普及率が100%であり、子供のう蝕が少ないという報告はあるが、国の歯科保健医療制度に関する報告は少ない。そこで、本研究ではシンガポールの歯科保健従事者に関する調査を行い、日本との

相違について検討を行った。

## B. 研究方法

日本において、シンガポール保健省、シンガポール健康増進局、シンガポール歯科医師会、シンガポール大学、Nanyang Polytechnic ( 歯科専門学校 ) のホームページから歯科保健医療従事者に関する資料を入手した。また、シンガポールを訪問し、新たな口腔保健関連資料の入手、日本で得た情報の確認、口腔保健活動の現場視察を行い、歯科関係者との討議を行った。なお、訪問先は、Health Promotion Board、School Dental Centre、IT Dental Service ( 民間歯科診療所 ) である。また、保健省の歯科医師とディスカッションする時間をもつことができた。これらの資料をもとに、歯科医療従事者に関する養成、登録、更新制度についてまとめた。

( 倫理面への配慮 )

本研究ではシンガポールにおいて、すでに公表されている既存のデータを用いており、倫理上の問題はない。

## C. 結果

### 1. 歯科医療従事者の養成と登録

#### 1) 歯科医師

##### (1) 学部教育

シンガポール国立大学歯学部が全日制で歯科の学位を取得するコースがある唯一の歯科医師養成機関で、4年間で歯学の講義と実習を学ぶ。最初の2年間で臨床に必要な基礎歯学の知識を取得し、臨床歯学の講義と実習を学び、3年目以降、実際に患者治療に従事する。

##### (2) 臨床研修制度

卒業後の臨床研修制度はないが、歯科医師の登録で正規登録の歯科医師になるためには、指導医のもとで2年間の診療経験が必要となる。

##### (3) 生涯研修制度

医療の質を向上させるためには、医療従事者は継続的に最新の知識や技術を学ぶことが重要である。シンガポールでは、歯科医師免許の更新のために生涯学習が必須とされている。

##### (4) 歯科医師登録制度

歯科医師の登録には、正規登録、条件付き登録、仮登録の分類があり、その分類により歯科医療従事する際に制限がある。この分類は、非正規登録(条件付きおよび仮登録)歯科医師について、安全な歯科医療基準への対策と国民の安全確保のために、それぞれの資格や経験に見合った歯科診療の制限を行うものである。

正規登録歯科医師はシンガポール全土で独立した歯科治療を行うことが可能である。条件付き登録歯科医師は、正規登録している歯科医師の指導の下で一定期間(通常2年間)条件付きで登録された仕事を行い、その研修期間の終了後に正規登録歯科医師の申請を行うことができる。なお、条件付き登録歯科医師の指導にあたる正規登録歯科医師は、歯科局に半年に1度の指導報告書を提出する。仮登録は、国際的な観点から歯科の知識、経験、技術を習得している歯科医師や、シンガポール歯科局に認証された学位ではない学位を取得している歯科医師等に登録が許可され、短期間シンガポールにおいて診療に従事するが可能である。

### (5) 歯科医師免許の更新制度

登録歯科医師は2年に一度、免許の更新がある。診療資格の更新料は、1年毎に300S\$（約24,000円）である。

更新のためには、生涯学習を受けることが必須であり、講習会への参加、オンラインでの自己学習論文発表、教科書への執筆などに単位がある。表1に、単位取得のための具体的な活動内容を示す。

更新のために必要な単位数は70単位である。そのうち、シンガポール歯科局に認定されてい

る認証単位を50単位取得する必要がある。認証単位は、地域での講習会等への参加、学会発表、講演や論文発表、オンラインでの遠隔学習などであり、表1の単位分類の1A、1B、1C、2、3Bに示された単位である。残りの20単位は、専門ジャーナルの購読やシンガポール歯科局に認証されていないオンラインでの学習等の自己学習による単位である。

また、全体の単位の内、歯科専門領域からの単位が全体の20%を占めることが必須である。

表1 歯科医師免許更新のための活動内容と単位

分類	内容	単位	認証単位
1A (上限:2年間で10単位)	地域での講習会 講習・チュートリアルセッション 院内セミナー	参加者:1時間1単位 演者:1時間1単位	
1B(国内)	学会 講義 会議 セミナー シンポジウム ワークショップ	参加者:1時間1単位 発表者:1時間2単位	
1C(海外)	1Bと同じ	1Bと同じ	
2(出版・執筆活動) (上限:2年間で40単位)	論文発表 教科書執筆 E-learning program	第一著者:10単位 共著者:5単位 レビュー者:2単位	
3A (上限:2年間で20単位)	論文の購読 視覚教材での自己学習 オンラインプログラム(非認可)	1論文:1単位	×
3B	認定単位取得のためのコース オンラインプログラム(認可)	1単位:1講座もしくはコースにより決められている	

### (6) 専門医

歯科の専門医とは、特定の専門分野において高い教育と研修を積んだ者である。専門医と認

められるには、専門分野での数年以上の診療経験が必要である。専門医には、歯科公衆衛生、歯内療法、口腔外科、矯正、小児歯科、歯周病、

補綴の7つの分野がある。専門医の登録には、審美やインプラントなどの専門外の研修は必須ではない。

### **(7) 国外の学位をもつ歯科医のための資格試験**

シンガポールではシンガポール大学以外に歯学部がない。国外の大学を卒業した歯科医師が、シンガポールの歯科医師免許を得るためには、資格試験を受験する必要がある。資格試験の受験申請には、以下に示す項目のうち、 および ~ のいずれかを満たす必要がある。試験は英語で実施され、受験費用は 2000S\$ (約 160,000 円) である。

就業先の内定

シンガポール国民、配偶者がシンガポール国民、子供がシンガポール国民

シンガポールの歯科の学士やシンガポール歯科局が認める学士と同等の歯学の学位を有する

高度な資格を有する

### **2) オーラルヘルスセラピスト**

シンガポールではオーラルヘルスセラピストは、健康教育や予防処置と、スケーリングなどの歯周病の予防を行うことができる。現在、専門学校で 3 年間のコースを経て資格の取得ができる。

オーラルヘルスセラピストにも、免許の更新制度がある。

### **3) 歯科技工士**

歯科技工士に関して、公表されている情報がなく実態は不明であった。

### **4) 歯科助手**

歯科助手には特に資格の必要がなく、実態は不明であった。なお、個人歯科診療所において、ミャンマーから移住してきたミャンマー人歯科医師が受付および歯科助手として勤務している実態もあると聞いた。

## **2. 歯科医療従事者の種類と労働人口**

### **1) 歯科医師**

2010 年までのシンガポール歯科局の年度報告書では、シンガポールの歯科医師は、歯科大学を卒業した歯科医師(第1区分歯科医師)と、1950年以前からの既得権をもつ正式な資格をもたない歯科医師や過去のデンタルセラピスト(第2区分歯科医師)の2つに区分されて歯科医師登録が行われ、報告が行われていた。しかし、2011年以降の報告書では、歯科医師は区分されずに報告が行われている。

シンガポール歯科局(2012年)によると、歯科医師総数は1699名、歯科医師の人口比は1:3,370である。就業場所別の歯科医師数は、公的機関が357名、民間勤務が1215名、診療に従事していない者が127名である。歯科医師全体の71.5%が民間勤務をしている。

なお、2012年新規の歯科医師の登録は、シンガポール国立大学の卒業生が43名、歯科医師登録の規則に則った学位(他国での歯学部の学位など)を持つ歯科医師数は76名、新規の仮登録8名であった。

### **2) 専門医**

専門医には、歯科公衆衛生、歯内療法、口腔外科、矯正、小児歯科、歯周病、補綴の7つの分野がある。それぞれの専門医の人数は、歯科公衆衛生5名、歯内療法40名、口腔外科59名、矯正88名、小児歯科13名、歯周病37名、

補綴 61 名であった。

表 2. シンガポールにおける歯科医師数

	2011 年	2012 年
総歯科医師数	1611	1699
公的機関	318	357
民間勤務	1160	1215
その他	133	127
歯科医師の人口比	1:3,398	1:3,127

### 3) その他の歯科職種

#### (1) オーラルヘルスセラピスト

オーラルセラピストは、2012 年度は 337 名であり、就業先は、公的機関 207 名、再編成された施設（元国立病院等）20 名、民間勤務 88 名、ボランティア機関 1 名、不明 21 名であった。

#### (2) 歯科技工士数

不明であった。

#### (3) 歯科助手数

不明であった。

### D. 考察

本研究ではシンガポールの歯科医療従事者に関する調査を行った。2012 年の歯科医師数は 1,699 名である。歯科衛生士という職種はなく、オーラルヘルスセラピストが現在 337 名いる。

シンガポールの歯学教育は、歯科医師は 4 年間、オーラルヘルスセラピストは 3 年間のコースで行われている。歯科衛生士のコースはない。シンガポールには大学歯学部が 1 校、オーラルヘルスセラピストの専門学校も 1 校のみである。

シンガポールでは歯科医療の質を確保するために、歯科医師登録の際に、正規登録の他に条件付き登録、仮登録、といった分類を行い、歯科医療行為の制限を行っていた。また、2 年ごとに研修を受けて歯科医師免許を更新する必要がある。

日本においては、学部教育は 29 校の歯科大学・大学歯学部で行われ、CBT、OSCE、歯科医師国家試験、臨床研修制度が行われている。しかし、免許取得後の歯科医師の研修制度は、歯科医師会や歯科関連企業などによる講習会など、生涯研修の機会はあるが、それは必須ではなく、国として免許の更新制度や生涯研修の義務化制度は確立されていない。

今後のグローバル化の進展により日本人が外国で診療を行うことや、外国で免許を取得した歯科医師が日本で診療を行うことが可能になることも予想される。外国で修練した歯科医師が日本で歯科医療を提供する際に、国内の歯科医療の質を確保する制度として、現在シンガポールで実施されている歯科医師の登録分類や免許の更新制度は参考となると考えられた。

### E. 結論

本研究ではシンガポールの歯科医療従事者に関する調査を行った。シンガポールでは歯科医療の質を確保するための歯科医師登録の分類、2 年ごとの免許の更新制度があった。現在シンガポールで実施されている歯科医師の登録分類や更新制度は、今後、日本においても参考になると考えられた。

### F. 健康危険情報 なし

## **G . 研究発表**

論文発表 なし

学会発表

- 1) 古川清香、浦岡有里、佐藤茉莉恵、川口陽子：歯科保健医療制度の国際比較 第 6 報 シンガポールにおける学齢期のう蝕予防対策について、第 62 回日本口腔衛生学会・総会,松本,2013.5.15-17
- 2) 古川清香、浦岡有里、佐藤茉莉恵、大城暁子、川口陽子：歯科保健医療制度の国際比較 第 7 報 シンガポールにおける公的医療保険制度に関する調査、第 62 回日本口腔衛生学会・総会,松本,2013.5.15-17

**H . 知的財産権の出願・登録状況** なし